

2025年度

第一種奨学金 授業料後払い制度 第二種奨学金

貸与奨学金

確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書 〔大学院予約〕

日本学生支援機構が実施する第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）及び第二種奨学金は、借入金（貸与奨学金）です。また、確認書の裏面に記載の事項は、「貸与奨学金案内」に記載している内容です。冊子をよく読み、理解したうえで記入してください。

特に

貸与奨学金を申し込む前に 知ってほしい大切なこと

・ここでは、「確認書」に記載されている内容のうち、特に大切な事項をまとめました。

特に大切なこと ※は確認書の記載箇所	借りるとき	返すとき
1. 奨学金を借りるには、「 機関保証 」（保証機関への保証料の支払いが必要）か、「 人的保証 」（父母及び親族などが保証）の どちらかを選ぶ 必要があります。※確認書裏面1.【保証】（4）	●	
2. 「 機関保証 」を選んだ人の振込額は、 貸与月額から保証料が差し引かれた金額 となります。※確認書裏面1.【保証】（4）	●	
3. 奨学金を借りるには、個人情報情報の取扱いに同意する必要があります。個人情報情報機関には、 延滞した場合のみ個人情報情報が登録 されます。※確認書表面に記載	●	●
4. 奨学金を借りるには、「 返還誓約書 」などの 提出が必要 です。なお、「返還誓約書」を提出しないと奨学生としての資格を失い、振込済奨学金の全額を返金しなければなりません。※確認書裏面1.【返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）】（5）	●	
5. 過去に奨学金を借りたことがある人は、借りることができない場合があります。また、外国籍の人は、 在留資格によって借りることができない場合があります 。※確認書裏面1.【貸与期間の取扱い】（8）【申込資格】（10）	●	
6. 奨学金は、学生本人の口座に振り込まれます。 本人以外の口座には、振込みできません 。※確認書裏面1.【振込み】（11）（12） 授業料後払い制度の「授業料支援金」のうち支援対象授業料（授業料相当額の支援）は、原則として、学校が指定する口座（学校指定口座）へ振り込まれます。	●	
7. 無利子の第一種奨学金は、返還方式として「 定額返還方式 」か「 所得連動返還方式 」の どちらかを選ぶ 必要があります。※確認書裏面1.【返還方式】（1）～（3） （授業料後払い制度の返還方式は「所得連動返還方式」のみになります。）	●	
8. 利子付きの第二種奨学金は、利率の算定方法として「 利率固定方式 」か「 利率見直し方式 」の どちらかを選ぶ 必要があります。※確認書裏面1.【利率の算定方法】（14）～（16）	●	
9. 学業成績が不振などの場合は 、奨学生の資格を失い、 奨学金の貸与が打ち切られる場合があります 。※確認書裏面1.【貸与中の手続等】（20）	●	
10. 奨学金の返還は、貸与が終了する月の翌月から数えて7か月目から始まります。例えば、3月に卒業する人は、10月から返還が始まります。なお、奨学金を返すための 口座振替（リレー口座）に加入する必要があります 。返還を延滞すると、 延滞金が課されます 。※確認書裏面2.【返還の方法】（1）		●
11. 返還が難しいときは、願出により 月々の返還額を3分の2、2分の1、3分の1又は4分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延ばす制度 や 返還を先送りする制度 を利用できる場合があります。また、学校に在学している間は、願出により卒業まで返還を通算10年間（120か月）先送りできます。※確認書裏面2.【その他手続等】（15）（16）		●
12. 「人的保証」を選んだ人が返還を延滞したときは、 連帯保証人（父又は母）、保証人（おじ・おばなど）にも請求 する場合があります。※確認書裏面2.【返還の方法】（11）		●

●「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」記入例

記載等の不備がある場合は、申込みできません。

- ①「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」は、切り離すかコピーをとって使用してください。
※コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。
- ②黒又は青の消せないボールペンで記入してください。
- ③記入を誤った場合は、誤った箇所を二重線で訂正し、余白に正しく書き直してください。
※修正液や修正テープ等は使用しないでください。
- ④本人の署名は、**必ず自署してください。**
※署名は判読できるように正しく楷書で記入してください。

住民票の住所が現住所（今お住まいの住所）と異なる場合でも**現住所**を記入してください。

奨学金申込日（西暦）を記入してください。（本書類を記入した日）

（西暦）**2024** 年 月 日

入学予定	学 校 名 育英国際大学大学院	課 程 修士	研究科 経済学	学籍（学生証）番号 ←ここから記入
フリガナ	ショウガク タロウ	〒 116-2-0846	電話番号（自宅） 03-1234-5678 （携帯） 090-1111-2222	
本人 氏名 漢字	奨学太郎			
現住所	東京都新宿区市谷本村町10-7 学生荘101号			
生年月日	昭和 平成 14 年 7 月 7 日	性別（任意）	男 ・ 女	
国籍又は在留資格 【該当を○で囲む】	a 日本国籍 b 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者（永住の意思がある者に限る） e 日本人の配偶者等 f 永住者の配偶者等 g 家族滞在 ※d～gの該当者は在留期限（在留期間の満了日）を記入（ 年 月）			

【個人情報同意条項】 機構は、個人情報情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみを行います。

（個人情報情報の利用・登録等）

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報は返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報情報機関及び同機関と提携する個人情報情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個 人 情 報	登 録 期 間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不届の有無を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではありません）。

①機構が加盟する個人情報情報機関：全国銀行個人情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

・ 関日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp/> ・ 関シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp/>

（代位弁済後の情報提供について）

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人情報情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

該当する国籍又は在留資格を○で囲んでください。
※ d～g の在留資格に該当する場合は、在留期限（在留期間の満了日）も記入してください。
※ 外国籍の人で b～g 以外の在留資格（「留学」等）の人は貸与の対象とはなりません。

電話番号は、自宅・携帯とも記入してください。
所有していない場合は、自宅・携帯それぞれの欄に「電話なし」と記入してください。



重 要

採用後、奨学生本人と日本学生支援機構との金銭消費貸借契約を明確にする契約書である「返還誓約書」と添付書類を定められた期限までに提出する必要があります。

添付書類は選択する保証制度により異なります。

保証制度の詳細については「奨学金案内」18ページ以降を、添付書類の詳細については「奨学金案内」34ページ以降を参照してください。